

柏市上下水道局契約事務取扱要領

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市上下水道事業会計規程（昭和60年柏市水道事業管理規程第2号（以下「会計規程」という。））に基づき本市上下水道局が発注する工事、修繕工事、業務委託、物品購入及び印刷製本並びに賃貸借（物件の借入れ（価格による競争を行う余地がない不動産の借り入れを除く。）をいう。以下同じ。）（以下、「工事等」という。）に係る契約事務の合理的かつ適正な処理を図るため、当該事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約方法)

第2条 1件の設計価格が次に掲げる案件は、制限付き一般競争入札の対象とする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 130万円を超える工事及び修繕工事
- (2) 80万円を超える印刷製本
- (3) 別表1に掲げる50万円を超える測量等の業務委託（以下「測量等」という。）
- (4) 別表2に掲げる50万円を超える測量等を除く業務委託
- (5) 別表3に掲げる80万円を超える物品購入

(入札参加者の資格要件)

第2条の2 前条本文に規定する案件のうち、設計額が1,500万円以上の工事、修繕工事及び業務委託並びに800万円以上の物品購入及び印刷製本であつて柏市上下水道事業競争入札基準等選定要領（昭和47年4月1日制定）第3条に掲げる案件に係る入札参加者の資格要件は、柏市上下水道局入札基準等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項に規定するもの以外の入札参加者の資格要件は、柏市上下水道局事務決裁規程（昭和63年柏市水道事業管理規程第2号）別表第2 5契約の規定によるものとする。

(工事の分離発注)

第3条 工事の発注に当たっては、次の各号に掲げる工事（特殊施設の工事を除く。）の区分に応じ、原則としてそれぞれ当該各号に定めるものを分離す

るものとする。

(1) 建築工事 電気、管、機械器具設置等の設備工事であって設計金額がおおむね200万円以上のもの

(2) 土木工事 上水道等の附帯工事であって設計金額がおおむね200万円以上のもの

(指名業者の選定)

第4条 第2条ただし書の規定により制限付き一般競争入札の対象としない案件の指名業者の選定案は、第2条の2の規定により資格要件を定める者が作成するものとする。

2 指名業者の選定は、別に定める指名業者選定基準に基づいて行うものとする。

(予定価格)

第4条の2 予定価格については、原則として落札決定後に公表（以下「事後公表」という。）するものとし、工事等のうち次に掲げる案件又は事後公表に適さないと認められる案件については、予定価格を落札決定前に公表（以下「事前公表」という。）することができるものとする。

(1) 郵便入札により実施する案件

(2) 複数単価契約の案件（ただし、一者随意契約を除く。）

(3) その他、管理者が必要と認める案件

2 前項の規定にかかわらず、性能発注方式及び設計施工一括発注方式等の案件については、その内容に応じて別途決定する。

3 予定価格の事前公表は、入札の公告又は指名通知において明示することにより行う。

(指名通知)

第5条 柏市財務規則第137号第2項の規定により指名通知をするときは、当該指名業者に対し、設計図及び現場に関する説明、契約条件その他積算に必要な事項を付記した書面を配布しなければならない。

(入札辞退)

第6条 契約主管課長及び工事等を行おうとする課長（以下「契約主管課長等」という。）は、指名業者から入札又は随意契約（以下「入札等」という。）の執行の開始に至るまでの間に入札を辞退する旨の申出があったときは、当該業者を指名から外すものとする。ただし、指名競争入札又は随意契約にあっては、入札等の際し、辞退の旨を記載した入札書若しくは見積書の提出を認めるものとする。

2 指名業者が入札等を事前に辞退するときは、入札辞退届若しくは見積り合わせ辞退届を提出させるものとする。

3 契約主管課長等は、入札等を辞退した者に対し、これを理由とした不利益な取扱いをしてはならない。

(入札の取りやめ等 6)

第7条 指名業者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札等を公正に執行することができないと認めるときは、当該指名業者を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

2 前項の場合において、入札等の参加者が1人のときは、特別な事情がない限り入札等を取りやめるものとする。

(内訳書の提出)

第8条 見積り合わせ又は入札案件にあっては、入札等の金額に係る内訳書を提出させるものとする。

(入札)

第9条 入札等は、契約主管課長等の指名する職員（以下「入札等の執行者」という。）が執行するものとする。

2 入札等を行う場合は、入札等の執行者以外に職員または入札参加者を立ち合わせなければならない。

(開札)

第10条 入札等の執行者は、開札に当たっては入札等をした者及びその価格を読み上げなければならない。ただし、ちば電子調達システムによる電子入札（以下「電子入札」という。）の対象となる案件にあっては、この限りでない。

2 入札等の執行者は、再度入札等を行う場合においては、前入札等の最低価格を読み上げなければならない。ただし、電子入札の対象となる案件にあっては、この限りでない。

(再度入札)

第11条 柏市財務規則（以下「財務規則」という。）第132条（第138条において準用する場合を含む。）に規定する再度入札は、原則として1回とする。

(入札不調の措置)

第12条 再度入札を行っても落札者がいないときは、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者の次に低い額を入札した者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低入札価格と予定価格との差

が大きいため、見積りを徴することが適当でないとするときは、この限りでない。

2 前項の規定によっても契約の相手が決定しないときは、入札に係る工事等の設計についての検討の上、指名替え、設計変更等再び入札に付するための必要な措置を講じるものとする。

(最低制限価格)

第13条 工事及び修繕工事に係る入札のうち予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額をいう。以下同じ。)が、2億円未満の案件において財務規則第127条(第138条において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設ける必要があるときは、別表4のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

第13条の2 測量等の入札において、規則第127条の規定により設定する最低制限価格は、別表6のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第13条の3 業務委託のうち、建物総合管理業務、建物清掃業務、人的警備業務又は給食調理業務であって予定価格が500万円以上に係る入札において、規則第127条の規定により設定する最低制限価格は、予定価格の100分の85とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(低入札価格調査基準額)

第13条の4 工事に係る低入札価格調査の基準となる額は別表4のとおりとする。

(低入札価格調査失格基準額)

第13条の5 工事に係る低入札価格調査において失格となる基準額は別表5のとおりとする。

(増工事等の契約)

第14条 請負者が既に施行中の工事等(以下「本工事等」という。)について、本工事等に付随する新たな工事等を契約変更の方法により増加させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 追加して発注しようとする工事等(以下「増工事等」という。)の設計と分離して行うことが不適當であるとき。
- (2) 増工事等に係る設計金額が本工事等の設計金額に比較して少額であるとき。
- (3) その他契約変更により行うことが特に必要であると認めるとき。

(入札結果等の公表)

第15条 契約主管課において執行する工事等の競争入札については、入札結果等を公表するものとする。

2 公表の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札・指名競争・随意契約結果記載表又はホームページに掲載する入札結果詳細情報を閲覧に供する方法
- (2) 発注工事の契約内容を閲覧に供する方法
- (3) 建設工事指名業者選定理由を閲覧に供する方法
- (4) 1者随意契約理由書を閲覧に供する方法
- (5) 変更契約についてを閲覧に供する方法

3 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 公表事項

ア 前項第1号の公表事項

工事の名称、場所、契約の相手方の商号又は名称、契約金額、予定価格及び入札金額

イ 前項第2号の公表事項

契約締結日、工事の名称、場所、工種、工事期間、契約金額、契約保証金、契約の相手方、受任者及び工事の概要

ウ 前項第3号の公表事項

発注機関名、工事の名称、場所、入札日及び選定基準

エ 前項第4号の公表事項

契約業者名及び住所、工事の名称、場所、種別、工事期間、工事の概要並びに随意契約の理由

オ 前項第5号の公表事項

工事の名称、場所、種別、変更前の工期・請負額及び変更後の工期・請負額、工事の概要、変更概要並びに変更理由

(2) その他、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく公表事項

4 公表場所は、契約主管課とする。

5 公表は、入札又は見積り合わせの終了後速やかに行うものとし、期限は翌会計年度が終了する日までとする。

(発注予定工事情報の公表)

第16条 各会計年度において発注する予定工事の一部について、工事発注に先立ち、発注予定工事の情報を事前に公表するものとする。

2 対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 当該年度に発注することが見込まれる工事(予定価格が250万円を超えない

と見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって
秘密にする必要があるものを除く。)

(2) 前号に掲げる工事の他、管理者が事前に公表する必要があると認める工事

3 公表の方法は、契約主管課において掲示又は閲覧に供する方法によるものとする。

4 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 工事件名

(2) 工事場所

(3) 工期

(4) 工事概要

(5) 入札予定時期

(6) 工種

(7) 入札及び契約の方法

(8) その他管理者が必要と認める事項

5 公表は、予算成立後取りまとめの上、早期に行うこととする。

6 公表期間は、当該会計年度とする。

7 公表する内容は、変更する必要がある旨を明記するものとする。

(事故報告)

第17条 契約主管課長等は、その所管する工事等の施行及び契約の履行に関して事故が発生したときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

(随意契約に係る契約)

第18条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項に規定する随意契約に係る工事等の契約事務については、第9条第2項及び第11条を除き、この要領の例による。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1 (測量等の制限付き一般競争入札の対象業種)

大分類	業種 コード	中分類
測量	101	測量一般
	102	地図の調整
	103	航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	201	建築一般
	202	意匠
	203	構造
	204	暖冷房
	205	衛生
	206	電気
	207	建築積算
	208	機械積算
	209	電気積算
	210	調査
	211	工事監理(建築)
	212	工事監理(電気)
	213	工事監理(機械)
	214	耐震診断
	215	地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	301	河川・砂防及び海岸
	302	港湾
	303	電力土木
	304	道路
	305	鉄道
	306	上水道及び工業用水道
	307	下水道
	308	農業土木
	309	森林土木
	310	水産土木
	311	造園
	312	都市計画及び地方計画
	313	地質
	314	土質及び基礎
	315	鋼構造物及びコンクリート
	316	トンネル
	317	施工計画・施工設備及び積算
	318	建設環境
	319	機械
	320	電気電子
	321	廃棄物
	322	交通量調査
	323	環境調査
	324	分析・解析
	325	宅地造成
	326	資料等整理
	327	施工管理
	328	交通施設設計
地質調査	401	—

大分類	業種 コード	中分類
補償関係建設コンサルタント業務	501	土地調査
	502	土地評価
	503	物件
	504	機械工作物
	505	営業補償・特殊補償
	506	事業損失
	507	補償関連
	508	総合補償部門
その他	601	—

別表2（測量等を除く業務委託の制限付き一般競争入札の対象業種）

大分類	営業種目	中分類	取扱品種目
03	建物管理・清掃	1	一般清掃
		2	病院清掃
		3	室内環境測定
		4	飲料水の水質検査
		5	室内害虫駆除
		8	貯水槽清掃
		9	貯水槽点検
		99	その他
04	建物設備等保守・修繕	3	消防設備保守点検
		4	冷暖房設備保守点検
		5	ボイラー・冷凍機保守点検
		6	放送設備保守点検
		7	クレーン設備保守
		8	街路灯保守点検
		9	建築設備等の修繕
		99	その他
05	緑地管理・道路清掃	1	除草・緑地管理
		2	樹木管理
		3	害虫駆除（防除業）
		4	道路清掃
		5	河川・海岸清掃
		6	公園清掃
		99	その他
06	警備・受付・施設運営	2	機械警備
		6	駐車場運営
07	廃棄物処理	3	産業廃棄物処理（収集・運搬）
		4	産業廃棄物処理（中間処理・処
08	施設等運転管理他	1	施設の運転・管理
		2	下水道管渠内清掃（清掃のみ）
		3	下水道管渠内清掃（収集・運搬を含む）
		4	下水道管渠内調査
09	検査・分析	1	大気検査
		2	水質検査
		3	土壌分析
		4	騒音レベル
		5	産業廃棄物分析
		6	理化学検査
		7	臨床検査
		8	放射線量等測定・検査
99	その他		

大分類	営業種目	中分類	取扱品種目
10	調査・計画	1	世論・住民意識調査
		2	市場・経済調査
		3	環境アセスメント調査
		4	交通関係調査
		5	地域計画
		6	健康・福祉計画
		7	環境計画
		8	防災計画
		9	信用調査業務
		99	その他
15	機器保守	1	事務機器保守
		2	通信機器保守
		4	測定機器保守
		99	その他

別表3 (物品購入の制限付き一般競争入札の対象業種)

大分類	営業種目	中分類	取扱品種目
01	印刷・製本	1	軽オフセット印刷
		2	オフセット印刷
		3	フォーム印刷
		4	活版印刷
		5	特殊印刷
		6	地図印刷
		7	電子出版
		99	その他
02	文具・事務機器	1	文房具
		2	用紙類
		3	事務機器
		4	印章
		99	その他
05	記念品・贈答品	4	記念品
10	消防・保安用品	1	消火器
		2	避難器具
		3	消防ポンプ・ホース
		4	消化薬剤・中和剤
		5	防火服・保護具
		6	災害救助機器
		7	非常食
		8	警察用品
		9	防犯用品
		10	防災用品
		99	その他
12	厨房機器・浴槽設備	1	調理用機器
		2	調理台・流し台
		3	食器洗浄機
		4	冷凍機・冷凍庫
		5	給湯器
		6	給食用食器
		7	浴槽・風呂釜
		99	その他
15	車両	1	乗用車
		2	貨物自動車
		3	軽自動車
		4	バス
		5	特殊車
		6	特種用途自動車
		7	二輪車
		8	自動車修理
		9	タイヤ
		10	自動車用品
		99	その他
16	家具・什器	1	木製家具・什器
		2	スチール製家具・什器
		3	特注家具
		99	その他

大分類	営業種目	中分類	取扱品種目
19	電算機・電算用品	1	汎用コンピュータ
		2	パーソナルコンピュータパソコン
		3	パッケージソフトウェア市販ソフト
		4	電算機用消耗品
		5	コンピュータ周辺機器
		99	その他
20	通信機・家電	1	電話機・ファクシミリ
		2	電話交換機
		3	放送機器
		5	家電製品
		6	照明器具
		99	その他
24	土木・建築用機器及び資材	6	土砂・骨材

別表4（工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査の基準となる額）

最低制限価格及び低入札価格調査基準額の算出（計算式）	上限額	下限額
<p>以下の①から④までの合計額とする。ただし、②から④を諸経費として一括計上する場合は、①と⑤の合計額とする。なお、①から⑤の項目名は予定価格の内訳を指す。</p> <p>①直接工事費に100分の97を乗じて得た額 ②共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 ③現場管理費に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費に100分の68を乗じて得た額 ⑤諸経費に100分の45を乗じて得た額</p>	<p>予定価格に100分の92を乗じて得た額</p>	<p>予定価格に100分の75を乗じて得た額</p>
<p>※1 上述の予定価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額並びに上限額及び下限額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p> <p>※3 上述の計算式における合計額が、上限額を超える場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を、最低制限価格又は低入札価格調査基準額とする。</p>		

別表5（工事に係る低入札価格調査において失格となる基準額）

低入札価格調査失格基準額の算出（計算式）
<p>以下の①から④までの合計額とする。ただし、②から④を諸経費として一括計上する場合は、①と⑤の合計額とする。なお、①から⑤の項目名は予定価格の内訳を指す。</p> <p>①直接工事費に100分の75を乗じて得た額 ②共通仮設費に100分の70を乗じて得た額 ③現場管理費に100分の70を乗じて得た額 ④一般管理費に100分の30を乗じて得た額 ⑤諸経費に100分の45を乗じて得た額</p>
<p>※1 上述の予定価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p>

別表6 (測量等の業務委託に係る最低制限価格の基準となる額)

業種	最低制限価格の算出 (計算式)	上限額	下限額
測量	①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に100分の48を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の82を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
建築関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の80を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
土木関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の48を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の80を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
保証関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の45を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の80を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
地質調査 業務	①直接調査費の額 ②間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ④諸経費に100分の48を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の85を乗じて得た額	予定価格に3分の2を乗じて得た額
<p>※1 上述の①から④までの項目名は予定価格の内訳を指し、予定価格は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額並びに上限額及び下限額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p> <p>※3 上述の計算式における合計額が、上限額を超える場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を、最低制限価格又は低入札価格調査基準額とする。</p>			